

輸血のための生血代(病院を通じて購入した場合)

※医師が必要と認めた場合に限りります。

申請に
必要なもの

- 医師の診断書と輸血証明書
- 領収書
- 振込先のわかるもの(世帯主の口座)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)



医師の指示により一時的・緊急的な必要性があって 移送された場合の移送費

※医師が必要と認めた場合に限りります。

※最も経済的な通常の経路・方法により移送された場合の費用で算定されます。

申請に
必要なもの

- 医師の意見書
- 領収書(移送区間、距離、方法のわかるもの)
- 振込先のわかるもの(世帯主の口座)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

海外渡航中に急病で医療機関にかかったとき(海外療養費)

※海外渡航期間が1年以上になる場合は、国民健康保険の資格がなくなるため、申請することができません。

※治療目的で渡航された場合の医療費は支給できません。

※支給額は、海外の医療費体系等が国によって異なるため、「実費額」と「標準額」を比較し、安い方の金額になります。

※海外の医療機関等に照会する同意書を治療を受けた本人にご記入いただきます。(必要に応じて医療機関等に照会を行うことがあるため)

実費額…海外の医療機関で治療を受ける際に支払った金額(日本で保険適用となる治療等に限る。)

標準額…日本の医療機関で治療した場合にかかる平均的な医療費

申請に
必要なもの

- 診療内容明細書と領収明細書、現地で支払った領収書の原本(それぞれ日本語の翻訳文が必要です。)
- パスポートなど(渡航確認のため)
- 振込先のわかるもの(世帯主の口座)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)



柔道整復師の施術を受けられる人へ

柔道整復師(接骨院)の施術を受けるときは以下のことに注意してください。

柔道整復師の施術で保険が使えるもの

- 骨折、脱臼、打撲及び捻挫等(肉離れを含む)と診断又は判断され、施術を受けたとき(骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です)。
- 日常生活やスポーツ中に負ったなど負傷原因がはっきりした骨・筋肉・関節のケガや痛み。
主な負傷例…日常生活やスポーツ中に転んで膝や腰を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みが出たとき。
- 内科的要因による疾患ではないもの。

健康保険が使えないもの

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こり、筋肉疲労
- 慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- 医療機関(整形外科などの病院)で同じ負傷等を治療中のもの
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途中での負傷

治療内容について国保よりお尋ねすることがあります

- 健康保険は治療を目的としたものであり、上記のように保険対象外の場合もありますので、負傷の原因(いつ・どこで・何をして・どんな症状か)を施術機関に正確に伝えてください。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的要因が疑われますので、医師の診断を受けてください。
- 「受領委任」の場合、柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うため、柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人欄(住所・氏名・委任年月日等)に原則、患者の自筆での記入が必要です。
- 領収書は必ず発行を受けて、大切に保管してください。(高額療養費支給申請や医療費控除の際に必要です)

施術日や施術内容について照会させていただく場合があります。柔道整復師にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日や回数の記録、領収書等を保管いただき、照会がありましたら、ご自身で回答できるようにご協力をお願いします。